

運輸安全委員会は、令和7年11月20日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- 【経過報告】貨物船YIANNIS N.G.押船漿栄丸台船中央 2000衝突 (阪神港神戸区 令和6年11月23日発生)
- 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (10件) [PDF 82KB]
- 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (34件) [PDF 146KB]

上記事故のうち、仙台事務所と門司事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました。公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください。

① 漁船A(19トン) 漁船B(0.9トン) 衝突

岩手県大船渡市珊瑚(さんご)島北北西方沖において、A船は、南進中、B船は、漂泊中、両船が衝突し、死傷者はいなかったが、両船に損傷を生じ、B船は後日、解撤処理となった

② 貨物船A(498トン) 衝突(防波堤)

夜間、大分港において、貨物船Aは、出航中、緩やかに左転しながら大分港日吉原(ひよしばる)泊地東防波堤に衝突した

海難防止への インフォメーション

① 漁船A(19トン) 漁船B(0.9トン) 衝突

(岩手県大船渡市珊瑚(さんご)島北北西方沖において、A船は、南進中、B船は、漂泊中、両船が衝突し、死傷者はいなかったが、両船に損傷を生じ、B船は後日、解撤処理となった)

【事故概要】

珊瑚島北北西方沖において、A船(19トン、5人乗組)は、南進中、B船(0.9トン、2人乗組)は、漂泊中、両船が衝突した

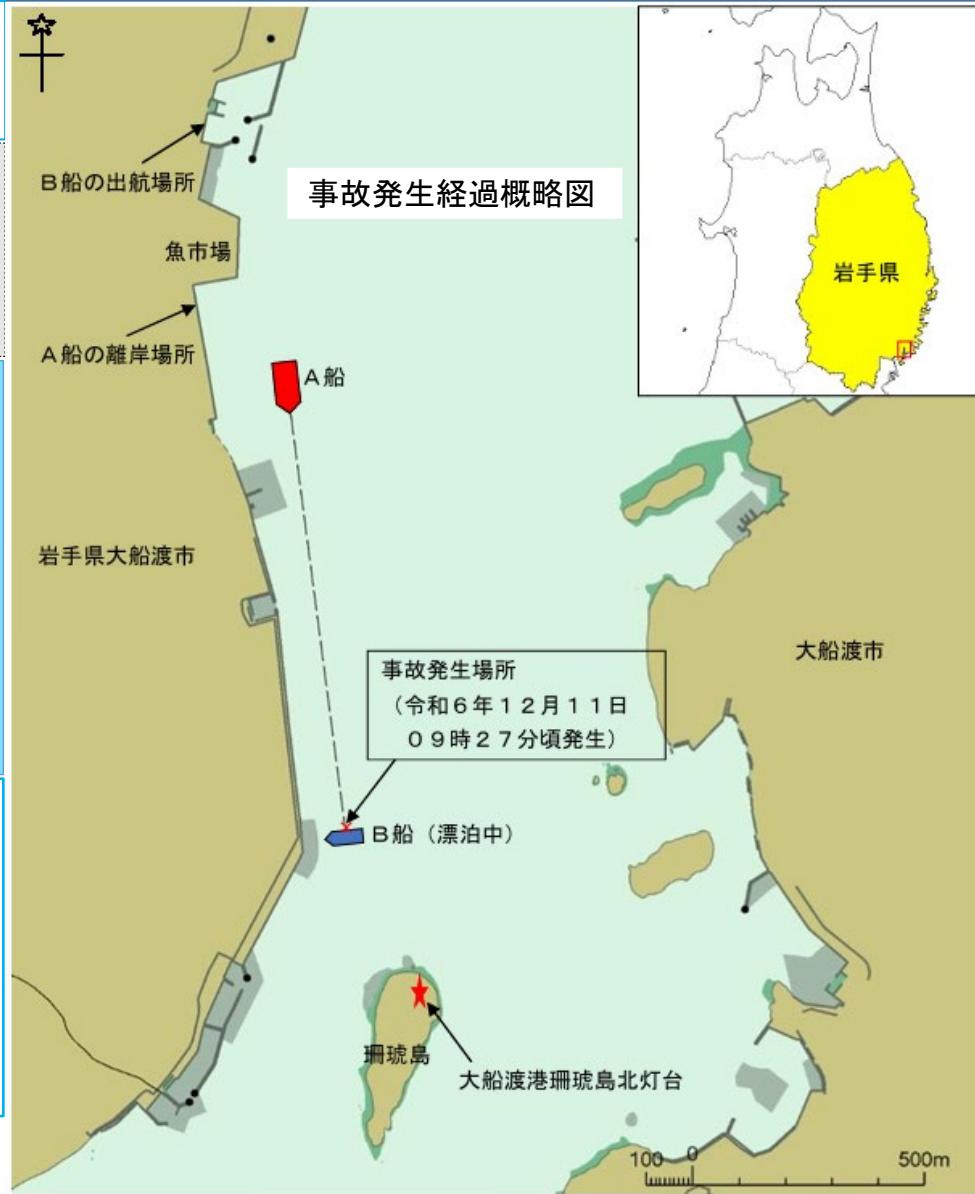
【発生日時】令和6年12月11日09時27分頃

【発生場所】岩手県大船渡市珊瑚島北北西方沖

【死傷者】なし

【損傷等】A船：球状船首に擦過傷及び塗膜剥離

B船：右舷中央部及び左舷中央部外板に亀裂等、巻上げ機の脱落、船外機の濡損(全損)



《原因・背景等》

- ◎ 船長Aは、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、B船の存在に気付かなかった
- ◎ 船長Bは、A船がB船に用事があると思い込み、A船に対する避航動作を行わなかった
- 船長Aは、事故発生場所付近で漂泊して操業を行っている他船を見掛けたことがなく、また、慣れた海域での油断もあったことから、船首方とレーダー画面を一見したのみで、前路に他船はいないと思い込み、珊瑚島の西側海域で操業中の小型漁船の動きに注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかった
- B船には、汽笛がなく、船長Bが着用していた救命胴衣には笛が付いていたが、携帯式エアホーン等のより効果が期待できる手段はなかった

《再発防止策》（抄）

- (1) 小型漁船の船長は、ふだん操業している他船を見掛けたことがない場所であっても、他船がないものと思いつまずく、レーダー画面を注意深く確認するとともに、目視でも常時周囲の適切な見張りを行うこと
- (2) 小型漁船の船長は、操業中に自船に接近する他船を認めた場合、予断を持たずに、汽笛を鳴らしたり、有効な音響による信号を行ったりするなど注意喚起を行うとともに、必要に応じて船体を移動させるなど、早めに衝突を避けるための措置を探ること
- (3) 汽笛を備えていない小型漁船の船長は、適切な時機に有効な音響による信号で注意喚起を行うことができるよう、携帯式エアホーン等を備えておくことが望ましい

海難防止への インフォメーション

② 貨物船A(498トン) 衝突(防波堤)

(夜間、大分港において、貨物船Aは、出航中、緩やかに左転しながら大分港日吉原(ひよしばる)泊地東防波堤に衝突した)

【事故概要】

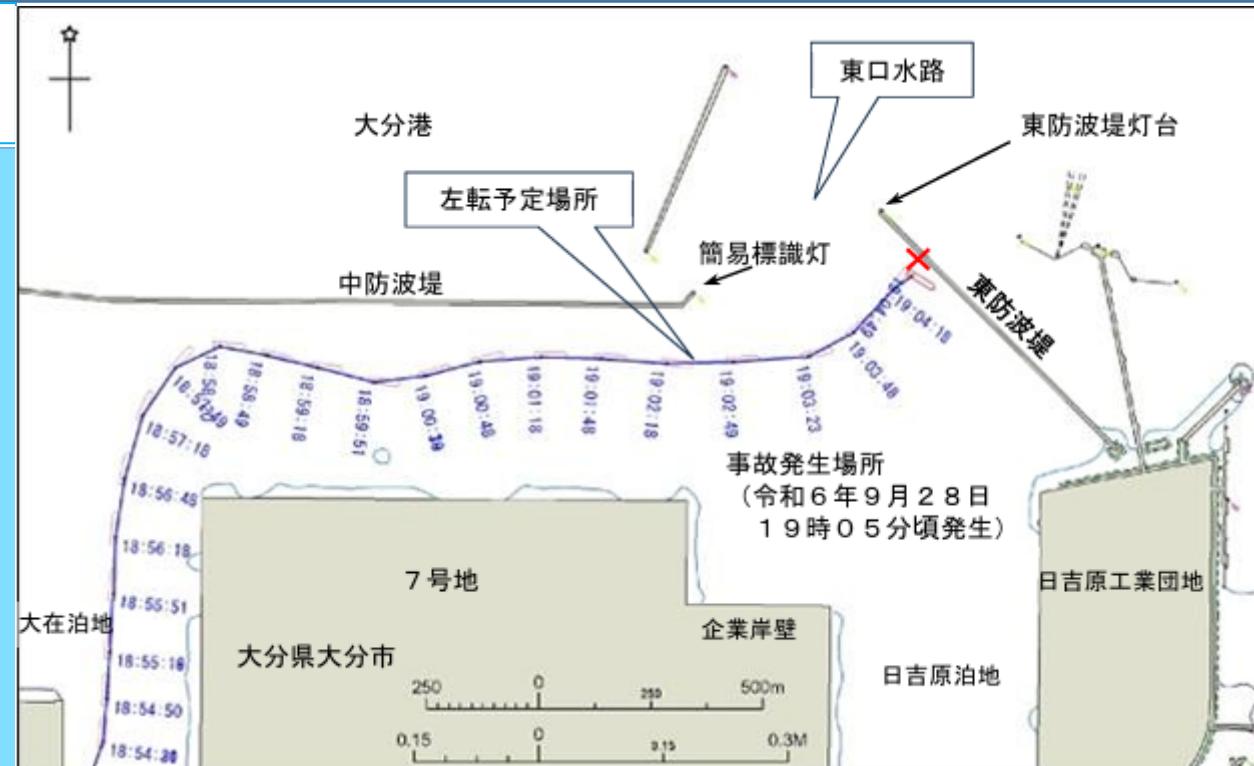
夜間、大分港において、貨物船A(498トン、5人乗組、ロール紙約610t積載)は、出航中、緩やかに左転しながら日吉原泊地東防波堤(以下「東防波堤」)に衝突した

《原因・背景等》

- ◎ 船長は、マイクコードの片付け作業(以下「本件作業」)に意識を向け、継続的に目視及びレーダーで船位を確認していなかったため、変針するタイミングを逸した上、陸上施設の照明が目視の障害となって東防波堤に接近していることに気付かなかつた
- 船長は、「中防波堤東端に設置された簡易標識灯に達した後、左舵約20° を取って変針する」操船計画を立てていた
- 船長は、大分港の中防波堤に沿って東進中、左舷船首方に簡易標識灯を認めた際、左転予定場所までまだ距離があると思ったことから、本件作業を始めた
- 船長は、本件作業後、簡易標識灯を左舷船尾方に認めた際、右舷船首方の陸上施設の照明が操舵室前面の窓に反射して船首方が見えづらい中、レーダー等で船位を確認することなく、目視のみに頼っていたことから、東防波堤に接近していることに気付かず、同防波堤までまだ距離があると思い、左転を始めた
- 本船は、船長が、船首方至近に東防波堤を認めて右舵一杯として主機を後進としたものの、効力を得る前に船首部が同防波堤に衝突した

《再発防止策》

- (1) 船長は、港内を航行する際は、操船に専念し、周囲の見張り及び船位の確認を適切に行うこと
- (2) 特に、夜間は、目視のみに頼ることなく、レーダー及びGPSプロッターを有効に活用すること



【発生日時】令和6年9月28日19時05分頃

【発生場所】東防波堤

【死傷者】なし

【損傷等】本船: 球状船首に破口を伴う凹損
防波堤: コンクリートに割損、内部配筋に曲損等

《参考 : 同種の事故例》

貨物船A(698トン)衝突(防波堤) (*左記の調査報告書は、R6.5.30に公表されました。)